

VI 人権

1 DV

(1)千葉県における相談，一時保護の状況

○相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は1万7千件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり，相談件数全体の約3割となっています。

図表62 県における相談受理件数

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
平成26年度	12,112	2,781	6,542 (458)	1,048 (39)	2,359	1,710	21,013	5,539	26.4%
27年度	11,345	2,400	7,306 (509)	1,117 (27)	2,276	1,827	20,927	5,344	25.5%
28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%
29年度	7,876	2,149	7,253 (632)	1,196 (39)	2,048	1,403	17,177	4,748	27.6%
30年度	7,680	2,433	7,688 (735)	1,257 (40)	2,075	1,337	17,443	5,027	28.8%

資料出所:千葉県男女共同参画課

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談受理件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表63 30年度相談形態別件数及び割合

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	7,637	2,393	43	40	7,680	2,433
	割合	99.4%	98.4%	0.6%	1.6%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,911	818	777	439	7,688	1,257
	割合	89.9%	65.1%	10.1%	34.9%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,641	948	434	389	2,075	1,337
	割合	79.1%	70.9%	20.9%	29.1%	100%	100%
合 計	件数	16,189	4,159	1,254	868	17,443	5,027
	割合	92.8%	82.7%	7.2%	17.3%	100%	100%

資料出所:千葉県男女共同参画課

※相談件数については，男性女性を含む。

※女性サポートセンターの相談については，専門相談を含み，女性のみ。

※男女共同参画センターの相談については，専門相談を含む。

図表64 専門相談件数

(単位:件)

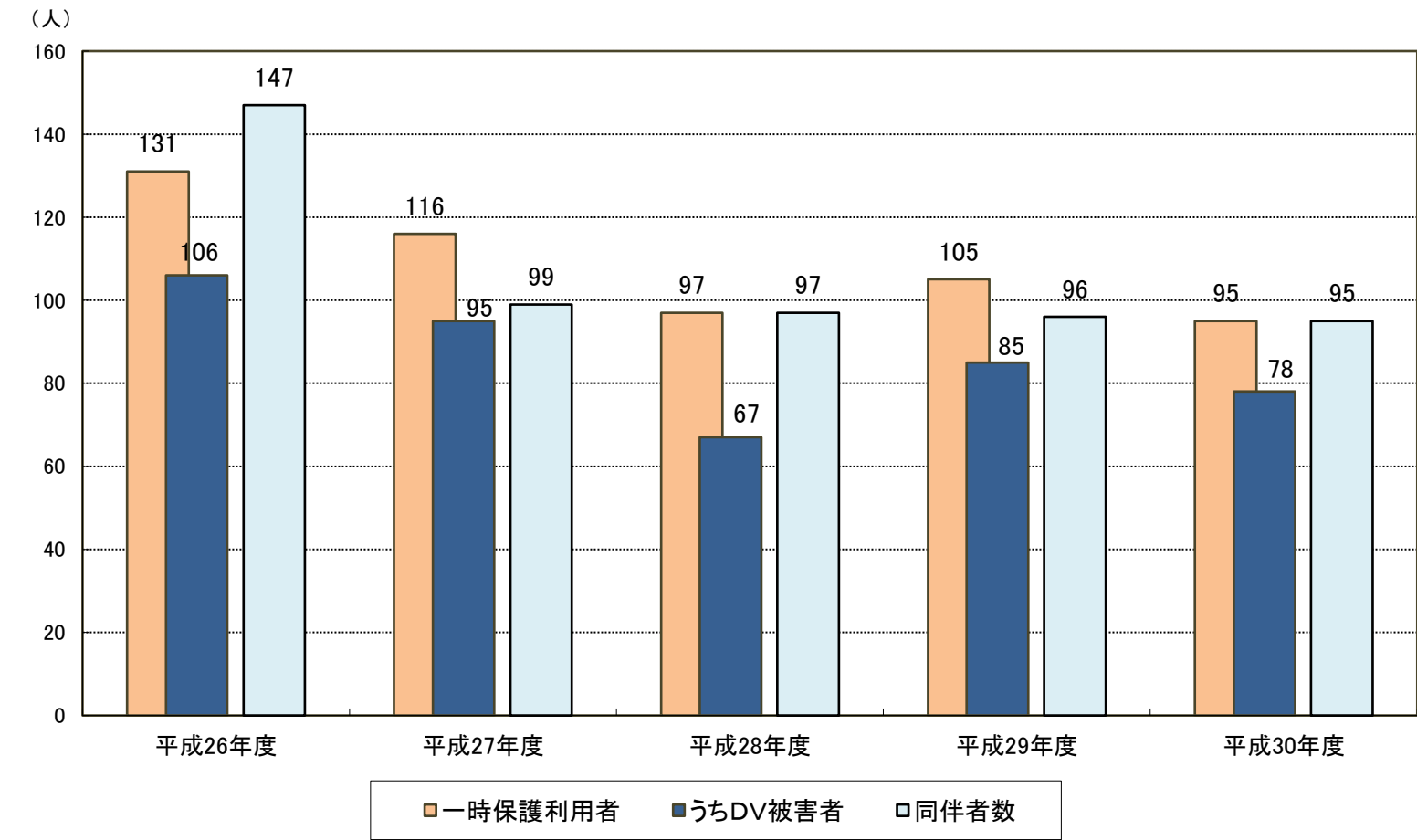
	法律 相談	うちDV	心とからだの 健康 相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの 相談	うちDV
平成26年度	89	74	1	1	496	181	32	16
平成27年度	111	102	0	0	513	185	34	14
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9
平成29年度	80	72	0	0	377	180	26	15
平成30年度	80	71	0	0	447	260	28	12

資料出所:千葉県男女共同参画課

※カウンセリングの件数については，男性女性を含む。

専門相談は，男女共同参画センター，女性サポートセンターで実施

図表65 一時保護件数の年次推移



資料出所:千葉県男女共同参画課

(2)市町村におけるDV相談受理状況

平成31年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。また、市町村では、相談窓口以外でもDV相談を受け付けており、ここ数年のDV相談の総数は9千件前後となっています。

図表66 市町村におけるDV相談受理件数 (単位:件)

年度	総 数	相 談 方 法		処 理 状 況				
		電 話	来 所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他 機 関 へ の 引 継		
						婦人相談所	警 察	その他
26年度	9,648	4,756 (49.3%)	4,892 (50.7%)	8,463 (87.7%)	766 (7.9%)	102 (1.1%)	64 (0.7%)	253 (2.6%)
27年度	9,375	4,939 (52.7%)	4,436 (47.3%)	7,872 (84.0%)	1,154 (12.3%)	71 (0.8%)	69 (0.7%)	209 (2.2%)
28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.7%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)
29年度	8,832	4,365 (49.4%)	4,467 (50.6%)	7,648 (86.6%)	822 (9.3%)	96 (1.1%)	68 (0.8%)	198 (2.2%)
30年度	8,853	4,256 (48.1%)	4,597 (51.9%)	7,754 (87.6%)	809 (9.1%)	64 (0.7%)	70 (0.8%)	156 (1.8%)

資料出所:千葉県男女共同参画課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における平成30年のDV事案の相談件数は3,280件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。また、防犯指導や加害者への指導警告の措置件数は増加しています。

図表67 千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況 (単位:件)

	総 数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
平成24年	2,235	婚姻	1,939	86.8%	女性	2,079	93.0%
		内縁	296	13.2%	男性	156	7.0%
平成25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
平成26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
平成27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
平成28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%
平成29年	3,165	婚姻	2,534	80.1%	女性	2,516	79.5%
		内縁	631	19.9%	男性	649	20.5%
平成30年	3,280	婚姻	2,573	78.4%	女性	2,551	77.8%
		内縁	707	21.6%	男性	729	22.2%

資料出所:千葉県警察本部
※26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

図表68 千葉県警察における措置状況(複数計上) (単位:件)

	事件化	防犯指導	加害者への 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助	その他	計
平成24年	240	1925	1017	227	1212	541	611	5,773
平成25年	163	1861	851	173	832	490	606	4,976
平成26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
平成27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
平成28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365
平成29年	253	3,133	2,033	328	466	223	812	7,248
平成30年	213	3,258	2,260	305	432	191	479	7,138

資料出所:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。
平成13年10月～31年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は1,169件で、全国で4番目となっています。

図表69 保護命令の発令状況 (単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	4,114
2	神戸	1,847
3	東京	1,740
4	千葉	1,169
5	仙台	1,144

資料出所:最高裁判所事務総局民事局（千葉県男女共同参画課）
※DV防止法施行から平成31年3月までの累計

2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

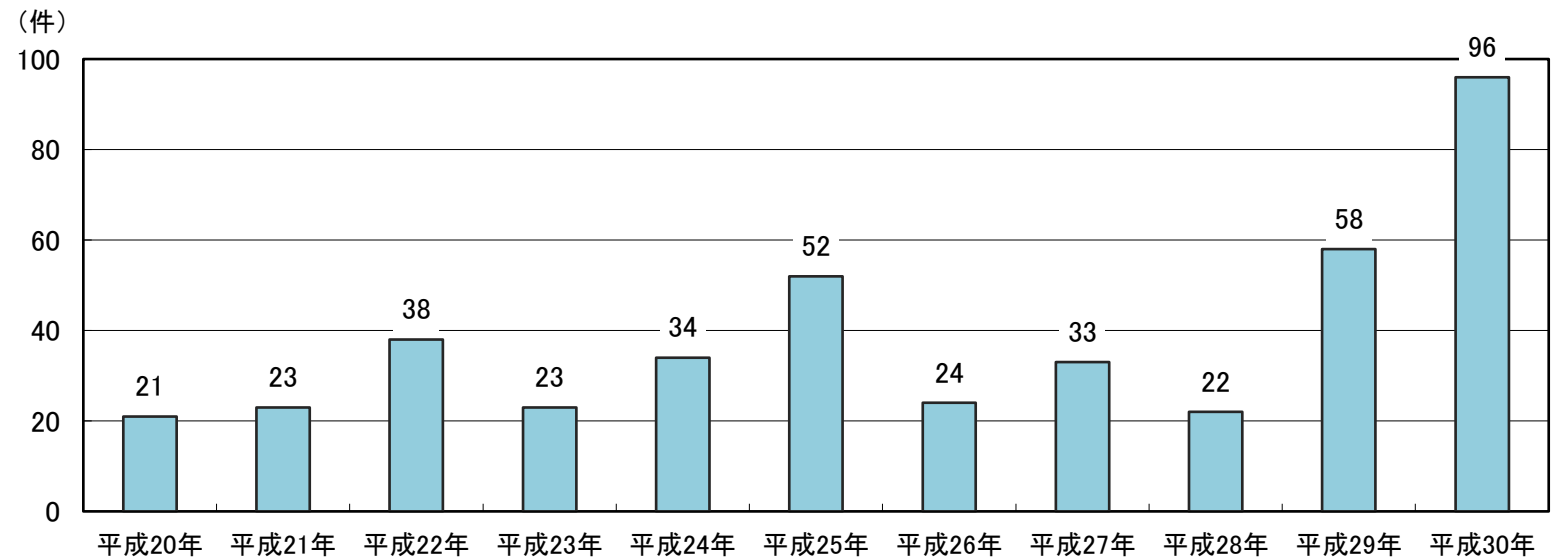
(1)相談件数

千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。

性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害110番」を運用していたところ、平成29年8月3日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入したものです。#8103にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があるから相談してみて」という思いを込め、性犯罪110番を設けて性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表70 千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移

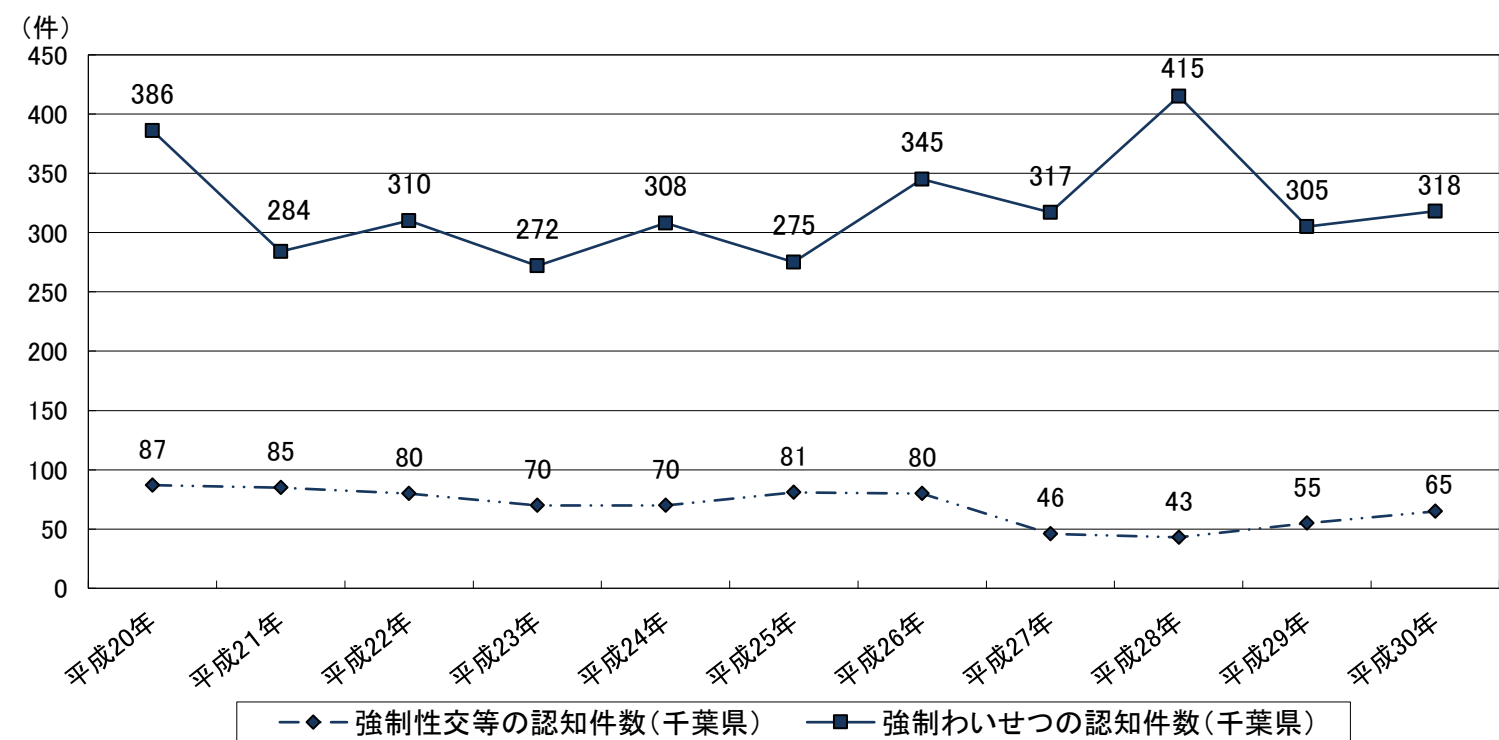


資料出所: 千葉県警察本部

(2)性犯罪の認知件数

千葉県における平成30年の強制性交等の認知件数は65件で、強制わいせつの認知件数は318件であり、前年と比べ、強制性交等及び強制わいせつの認知件数が共に増加しています。

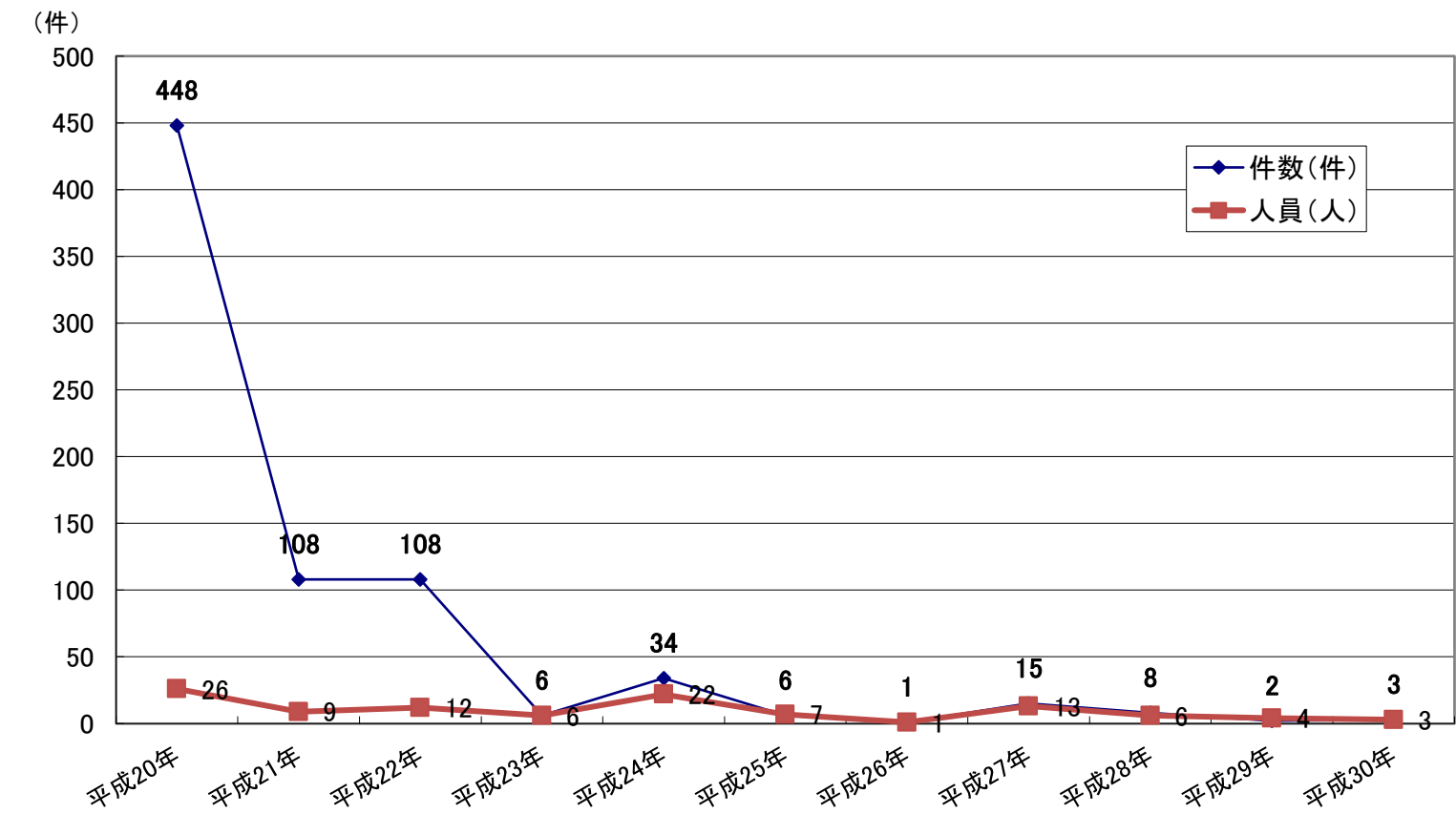
図表71 強制性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出所: 千葉県警察本部

※ 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

図表72 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出所:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における平成30年のストーカー事案の認知件数は532件であり、前年と比べて減少していますが、検挙件数は増加しています。また、ストーカー規制法による警告等の行政措置の件数及びストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数は、いずれも減少しています。

図表73 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県) (単位:件)

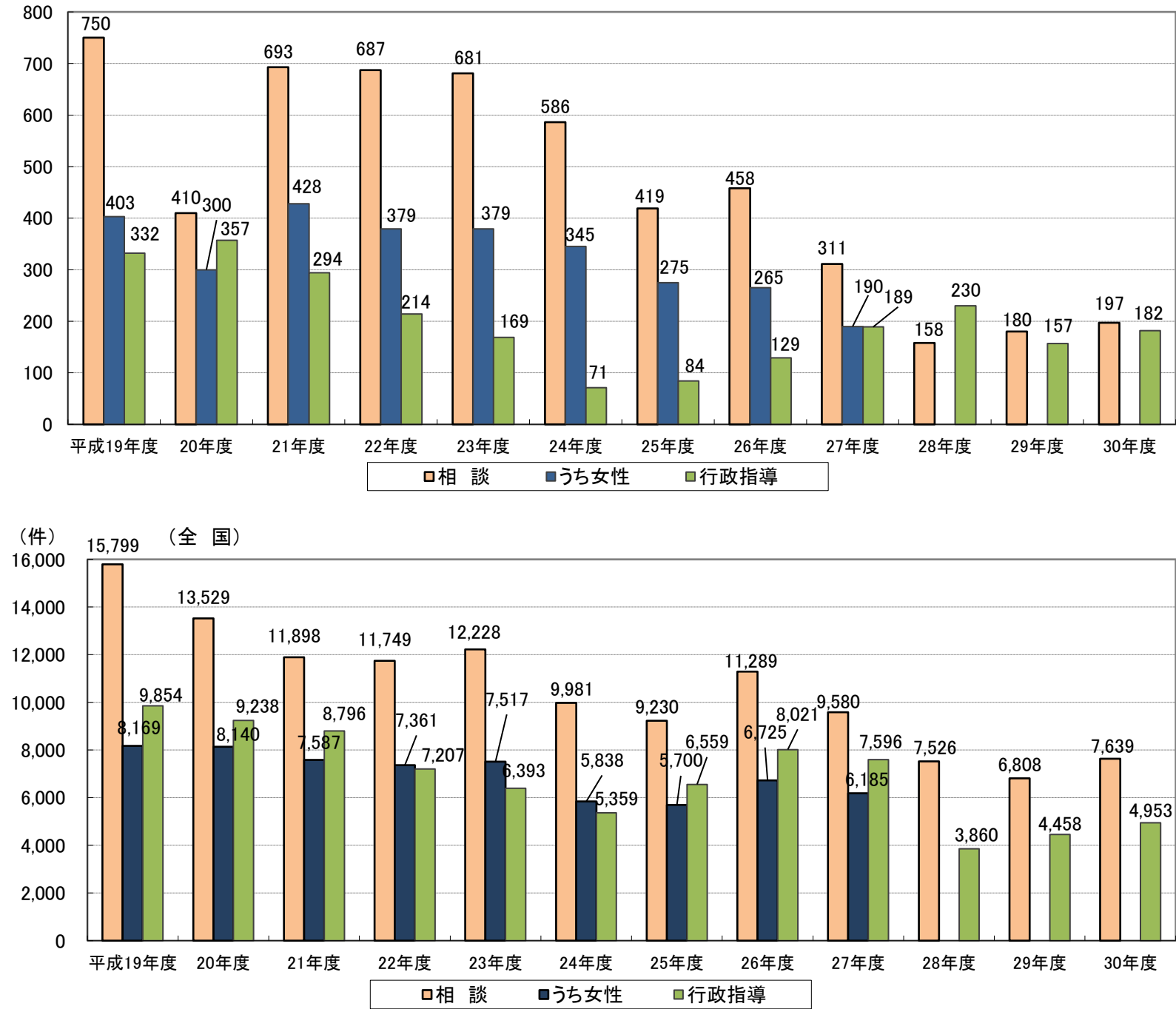
	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成24年	971	124	18	106	159	1,140
平成25年	550	110	31	79	115	677
平成26年	600	80	24	56	157	916
平成27年	529	87	29	58	140	847
平成28年	651	113	27	86	122	1,031
平成29年	731	84	20	64	86	1,142
平成30年	532	95	25	70	51	819

資料出所:千葉県警察本部
※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表74 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)



セクシュアル・ハラスメント相談・指導件数

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国	千葉労働局	全国
相談件数	158	7,526	180	6,808	197	7,639
行政指導件数	230	3,860	157	4,458	182	4,953

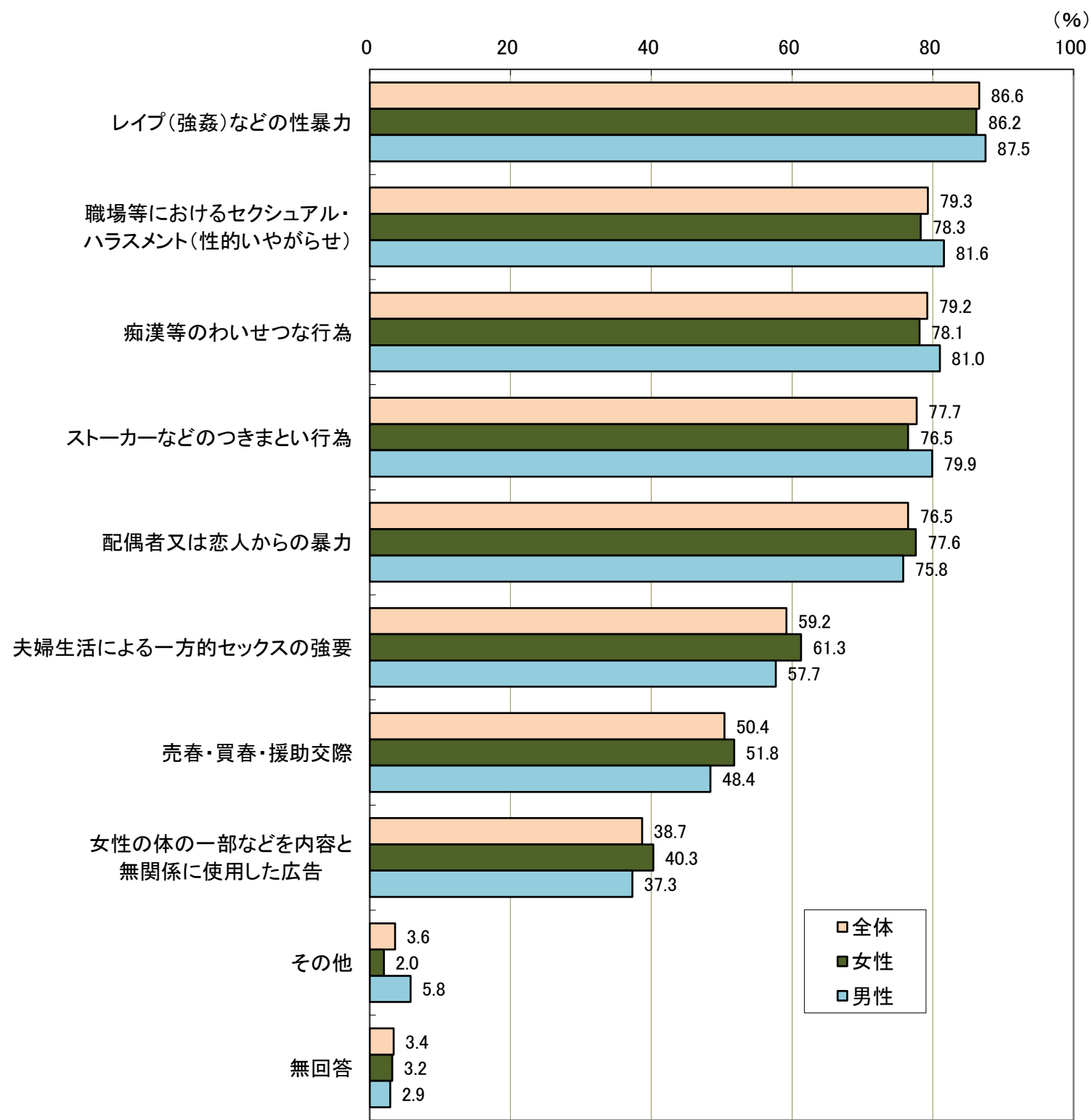
・セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較できない。
・相談者の男女別の件数は把握していない。

資料出所: 千葉労働局 雇用環境・均等室

5 女性の人権が侵害されていると感じること

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（平成26年）」において、女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことかを聞いたところ、男女とも「レイプ（強姦）などの性暴力」と回答している割合が最も高く、次いで「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」となっています。「夫婦生活における一方的セックスの強要」で、3.6ポイント女性の方が高くなっているものの、全体的に男女差は小さくなっています。

図表75 女性の人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)